

福岡県土地改良財産の譲与及び管理の委託に関する条例施行規則（昭和六十一年福岡県規則第十五号）  
新旧対照表

改正案	現行
<p>（報告の徴収及び調査） 第十一条 知事は、必要があると認めるときは、譲受財産の管理状況について譲受者から報告を徴し、又は農林事務所等（農林事務所及び福岡県朝倉農林事務所筑後川水系農地防災センターをいう。以下同じ。）の職員に、譲受者の事務所又は譲受財産の所在する場所に立ち入り、調査させることができる。</p>	<p>（報告の徴収及び調査） 第十一条 知事は、必要があると認めるときは、譲受財産の管理状況について譲受者から報告を徴し、又は農林事務所等（農林事務所及び筑後川水系農地開発事務所をいう。以下同じ。）の職員に、譲受者の事務所又は譲受財産の所在する場所に立ち入り、調査させることができる。</p>